日南町告示第28号

令和８年第４回日南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和８年４月27日

日南町長　中　村　英　明

記

招集年月日　　令和８年５月８日

招 集 場 所　　日南町役場庁舎　議場

付 議 事 件

１．専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）

２．専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）

３．財産の取得について（除雪ドーザ11ｔ級購入）

４．令和８年度日南町一般会計補正予算（第１号）

５．日南町監査委員の選任につき同意を求めることについて

６．日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

７．選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○開会日に応招した議員

大　西　　保君	櫃　田　洋　一君
荒　金　敏　江君	岡　本　健　三君
荒　木　　博君	岩　﨑　昭　男君
高　橋　洋　志君	近　藤　仁　志君
山　本　芳　昭君	

○応招しなかった議員

な　し

令和８年　第４回（臨時）日　南　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和８年５月８日（金曜日）

議事日程（第１号）

令和８年５月８日　午前９時開会

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議案第45号　専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）
日程第４　議案第46号　専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）
日程第５　議案第47号　財産の取得について（除雪ドーザ11ｔ級購入）
日程第６　議案第48号　令和８年度日南町一般会計補正予算（第１号）
日程第７　議案第49号　日南町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第８　議案第50号　日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第９　選挙第１号　選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第10　発議第３号　行政調査特別委員会の設置に関する決議
日程第11　議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　議案第45号　専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）
日程第４　議案第46号　専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）
日程第５　議案第47号　財産の取得について（除雪ドーザ11ｔ級購入）
日程第６　議案第48号　令和８年度日南町一般会計補正予算（第１号）
日程第７　議案第49号　日南町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第８　議案第50号　日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第９　選挙第１号　選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第10　発議第３号　行政調査特別委員会の設置に関する決議
日程第11　議員派遣の件
追加日程第１　委員会の閉会中の継続調査について
（行政調査特別委員会の調査）

出席議員（９名）

2番	大　西　　保君	3番	櫃　田　洋　一君
4番	荒　金　敏　江君	5番	岡　本　健　三君
6番	荒　木　　博君	7番	岩　崎　昭　男君
8番	高　橋　洋　志君	9番	近　藤　仁　志君
10番	山　本　芳　昭君		

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長 ……	長　崎　み　よ君	書記 ……	倉　光　祐　希君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	中　村　英　明君	副町長 ……	角　井　　学君
教育長 ……	青　戸　晶　彦君	総務課長 ……	渡　邊　輝　紀君
住民課長 ……	島　山　亮　子君	農林課長 ……	坂　本　文　彦君
福祉保健課長 ……	片　岡　慎　也君	環境エネルギー課長	宇　田　聖　子君
教育次長 ……	段　塚　直　哉君	建設課長 ……	相　見　正　章君
病院事務部長 ……	中　西　修　一君		

午前８時５９分開会

○議長（山本　芳昭君）　おはようございます。

ただいまの出席は９名です。定足数に達していますので、令和８年第４回日南町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの令和８年第４回臨時会フォルダーの日程ファイルのとおりです。

タブレットの報告書フォルダーから説明員の報告ファイルをお開きください。

地方自治法第１２１条の規定により、本臨時会に出席を求めた者は、報告書のとおりです。

次に、例月出納検査ファイルをお開きください。

本町の監査委員から令和８年４月２４日付をもって提出された地方自治法第２３５条の２の規定による例月出納検査の結果については、報告書のとおりです。

次に、議員派遣の報告ファイルをお開きください。

本日までに議長において決定した議員派遣の件については、報告書のとおりです。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（山本　芳昭君）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、日南町議会会議規則第１２５条の規定により、議長において、２番、大西保議員、３番、櫃田洋一議員の２名を指名いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（山本　芳昭君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日１日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日に決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（山本　芳昭君）　ここで、執行部からの発言が求められていますので、これを許します。

角井副町長。

○副町長（角井　　学君）　皆様、おはようございます。

本年度最初の議会の場でございますので、この機会をお借りいたしまして、令和８年４月１日付で新たに所属長に就任いたしました町執行部の職員２名を御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

まず、建設課長に就任いたしました相見正章でございます。

○建設課長（相見　正章君）　よろしくお願いします。

○副町長（角井　　学君）　続きまして、福祉保健課長に就任いたしました片岡慎也でございます。

○福祉保健課長（片岡　慎也君）　よろしくお願いします。

○副町長（角井　　学君）　また、本来であれば日南病院事業管理者から御紹介いただくところでございますが、恐れ入りますが、私のほうが代わりまして新たな事務部長を御紹介させていただきます。

日南病院事務部長に就任いたしました中西修一でございます。

○病院事務部長（中西　修一君）　中西です。よろしくお願いいたします。

○副町長（角井　　学君）　新たな所属長３名にはそれぞれの分野で町政の推進に力を尽くしていただくことを期待しております。

議員各位におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本　芳昭君）　中西事務部長、片岡福祉保健課長は退席をしてください。

―――――――――――・―――・―――――――――――

日程第３　議案第４５号　及び　日程第４　議案第４６号

○議長（山本　芳昭君）　タブレットの議案書ファイルをお開きください。２ページから。

日程第３、議案第４５号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）、日程第４、議案第４６号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）、以上、専決処分２件を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第４５号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）でございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定によりまして、日南町税条例の一部を改正することにつきまして、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条例第３項の規定によりまして、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容ですが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布され、この法の改正等に伴いまして、日南町税条例の一部を改正したものでございます。

内容でございますが、大きく概要の説明をさせていただきたいと思います。

１点目ですが、軽自動車の税関係につきまして、環境性能割の廃止に伴います改正を行っておるとこでございます。３月３１日をもって環境性能割というところの廃止する改正が行われまして、種別割の表記が軽自動車税と改められました。これに伴いまして、町の税条例におきましても同趣旨の改正を行うものでございます。適用は、令和８年度以降の年度分について適用したいと思っております。

その他の項目でございますが、所得税におけます基礎控除の引上げに伴う所要の措置でございます。住民税における寄附金税額の控除及び住宅借入金等特別税額控除でございますが、計算過程におきまして、所得税の基礎控除額を用いております。この件につきましては、令和７年度の税制改正におきまして、所得税の基礎控除額が引き上げられたことに伴いまして、これに関係する地方税法の改正が行われたため、町の税条例におきましても同趣旨の改正を行うものでございます。

施行期日ですが、令和８年４月１日からです。ただし、改定規定の一部ですが、令和９年の１月１日、あるいは令和９年の４月１日、令和１０年の１月１日もありますので、御承知おきいただければと思います。

説明のほうは以上で終わります。

続きまして、議案第４６号、専決処分の承認を求めることにつきまして、日南町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

地方自治法第１７９条第１項の規定によりまして、日南町国民健康保険税条例の一部

を改正することにつきまして、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条例第３項の規定によりまして、本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容でございますが、大きく２つであります。

１つ目ですが、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額につきまして、基礎課税額に係る課税限度額を引上げを行ったものでございます。現行が６６万円ですが、これを６７万円に改正するという内容であります。

２点目ですが、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準についてでございますが、世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗ずるべき金額を改正するものでございます。５割軽減の対象者でございますが、現行が３０万5,０００円を３１万円に、２割軽減の対象者は、現行が５６万円ですが、１万円プラスの５７万円に改正する内容でございます。

施行期日が令和８年４月１日からであります。

ちなみに、参考ですが、本町におけます対象の世帯あるいは金額ですが、令和８年の３月１７日時点の試算で申し上げますと、課税限度額の引上げに伴います対象者は５世帯で、それぞれが１万円ということで、総額でいきますと５万円の増でございます。軽減判定所得の算定引上げに伴います軽減のほうでございますが、５割軽減の方が４世帯、２割軽減の方が５世帯ですか、合わせて９世帯が対象となるということで、軽減額の総額でいきますと３万6,４００円の税収減という見込みをしておるとこであります。改正前と改正後の税額の比較で申し上げますと、１万3,６００円の税額の増加を見込んでおる内容でございます。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより各案に対する質疑を許します。

質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

議案第４５号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第４５号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

議案第４６号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第４６号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５　議案第４７号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット４０ページ。

日程第５、議案第４７号、財産の取得について（除雪ドーザ１１ｔ級購入）を議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第４７号、財産の取得について（除雪ドーザ１１ｔ級購入）でございます。

財産を取得することにつきまして、地方自治法第９６条第１項の規定によりまして、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、取得財産の内容ですが、物品ということで、除雪ドーザー１１トン級１台でございます。契約の相手方ですが、鳥取県米子市流通町１５８番地１０、コマツ山陰株式会社米子支店、支店長、川上伸一でございます。取得の予定価格ですが、2,０９０万円ちょうど、消費税及び地方消費税込みの金額でございます。契約締結の方法ですが、一般競争入札。納期ですが、令和８年１１月２４日までとしている内容でございます。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

８番、高橋洋志議員。

○議員（８番　高橋　洋志君）　大変冬期間には活躍していただきます重要な物品になりますが、安全装置について、このカタログにあります、衝突検知警報システム搭載機というふうになっておりますが、この説明をお願いできますでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　担当課長のほうから説明をさせます。

○議長（山本　芳昭君）　相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　安全装置、衝突検知警報システムにつきましては、後進時

に障害物を検知し、オペレーターに教えるといったシステムになります。

○議長（山本　芳昭君）　８番、高橋洋志議員。

○議員（８番　高橋　洋志君）　そうすると、センサーでの反応いうことで理解させてもらっていいんでしょうか。最近の乗用車を見ておりますと、ワゴン系で初めて知ったんですけど、ミラーで後方を常に映しとるというようなシステムもあるようでございます。安全に関するところはできるだけ最新のものを導入すべきだと思いますが、その辺のほうも研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　システムにつきましては、後方にレーダーを出して検知するというシステムで、また、あわせて、後方にもカメラ等で確認できるという装備になっております。

○議長（山本　芳昭君）　以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第４７号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第４７号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第４８号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット、議案書ファイル４４ページから。

日程第６、議案第４８号、令和８年度日南町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第４８号、令和８年度日南町一般会計補正予算（第１号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７４億7,８４２万4,０００円とする内容でございます。

このたびの補正の内容でございますが、株式会社オロチの工場内で発生しております地盤沈下等に伴います修繕が必要になったことから、新たに修繕補助金をお願いするものでございます。前回等も含めてこういった傾向があるというふうには認識しております。あわせて、今、このオロチとの、どういいましょうか、譲渡等につきましても継続

協議を進めておるところでございまして、できるだけ早い中で結論が出せるよう、引き続き努力をしていきたいというふうに思っております。

補正の内容の歳入のほうですが、７００万円ちょうどということで、過疎債のハードのほうで適用したいという考え方であります。

歳出のほうですが、農林水産業費の林業一般管理事務ということで、７００万円ちょうどでございます。オロチの建物等の修繕補助金の内容でございます。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　地盤沈下は２年前にもありまして、そのときも町長も自ら足を運ばれて、オロチの現場を見られたわけですけども、質問は、今回、オロチの地盤沈下による修繕費は、設備としては研磨機と連続式の製造装置が２か所、そして水中ポンプとなってます。これのそれぞれの見積金額を教えてください。

○議長（山本　芳昭君）　坂本課長。

○農林課長（坂本　文彦君）　見積金額につきましては、研磨機のほうで約２７０万円でございます。ＣＬＰ－８０００の機械のほうで約２９０万円、それと、それに係る部材のほうで約７０万円の金額が上がっております。

すみません。もう一つ、ポンプの修繕のほうで約６３万円の金額を上げております。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　まず、地盤沈下のこの２か所について、合計すると６３０万ですか、そしてポンプのほうが先ほど聞いた金額ですけども、まず、私、思うのに、ここは２０年経過しております。２年前も何センチか地盤沈下ということで、この写真見る限り、図面を見る限り、もういたちごっこになって、あっちこっちなるんじゃないかと。私は、申し訳ない、過去の経験で、私、いろんな設備の基礎工事もいろいろ担当してきましたので、私が思うのは、ここはもともと２０年前に埋立地の上に建ったわけですよ。ですから基礎工事は十分にやらないと駄目なのに、私は設備的に物すごく、私の感覚では軽い設備だなと思っているんですよ。これであるならば、あっちこっちがもっともっと傷むはずなので、トータル見られて、いたちごっこで、どんどんどんどんしていくんじゃないかと思うんですが、これ恐らく今後、もう２０年たちましたので、あと１０年たったらもうほとんどのところが、こんな小さな設備のとこ、研磨機とかいうとこでこんだけ、５センチがどうのこうの言われて、その辺はどう思われますか。それから、オロチのほうにはもっと見て、生産技術の担当の方もおられると思うんですよ。設備担当から。以前もこれ不良が１０％になった。では良化したのかどうか。今回も、不良は今回書いておられませんけども、それにトータル見たときに、町長も先ほど譲渡を検討していこうということで、そのとおりだと思うんですよ。今、私は２年前の町有財産管理委託変更契約書を、内容を見ておるんですけども、３０万以下やったらそこで

やるということですけども、早く譲渡をして、自分の土地だという認識でやらないと、これは町が払ってくれるからということにならないでしょうか。

町長、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　地盤沈下につきましては、既に御承知のとおりだというふうに思っております。そういった背景も含めて、今後の在り方というところを協議をさせていただいておりますので、総合的な判断の中で、どういいましょうか、町側としてもそうですし、相手方のオロチの方もそうですので、そういったところをトータル的に今、話合いを進めさせていただいているということで、もう少しお時間をいただければというふうに思っております。お互いが鋭意その方向に進むように協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　地盤沈下だけ聞きますと、もうあとどこか予備軍的にないでしょうか、点検とかいうことで。またこれ出てきますよ。私が思うのに、この図面と写真を見る限り、僅かなとこなんですよ、全体から見たら。もっともっとひどいとこあるかも分からない。それの管理状態を私は疑いたいんです。

それを言ってもいけません。次へ行きます。ポンプの交換となってますが、これ第２ポンプですね。これ何年使うたんですか。

○議長（山本　芳昭君）　坂本課長。

○農林課長（坂本　文彦君）　このポンプにつきましては、令和２年度に導入をさせていただいているものになります。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　第１井戸は何年使ったんですか。

○議長（山本　芳昭君）　坂本課長。

○農林課長（坂本　文彦君）　第１ポンプといいますか、団地のポンプ、当初の頃からあるものにつきましては、約２０年経過しているものというふうになっております。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　ということは、第１は２０年もって、第２は５年しかもたない。容量とか、何が不具合なんですか。５年間だったら大体、メーカー保証は１年か分かりませんけども、水中ポンプ、その辺はどうなんですか。これはメーカーにも言ってあげないと、５年でもうもたなくなりましたよとなれば、メーカーがその情報を欲しいわけです、恐らく。製造会社というのはそういうものです。不良が起きたときの原因は何だったかと。それは自分とこのノウハウになるわけですけども、片一方は２０年もってる。片一方は５年で、６０万かけてまたやらないけない。何か疑問を抱きませんか。

○議長（山本　芳昭君）　坂本課長。

○農林課長（坂本　文彦君）　こちらの第２ポンプにつきましては、今、団地の中でこちらを主流で使っておるというところで、ほぼオロチが２４時間操業をしてるという中で、そこの主力のポンプだと、水を使うためのポンプになっておるというところがございまして、それで、メーカーとしまして、２４時間ほぼずっと使って、ある程度の一定の量を揚水しているというところで、耐用年数とかに比べると損耗度が高いというふうには思われるとこがあるかと思いますが、使用頻度が非常に高いというところで、今回支障を来したということになっております。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　使用頻度でいくと、第１の井戸の使用頻度、第２井戸の使用頻度、その差はどういうことでしょう。あるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　坂本課長。

○農林課長（坂本　文彦君）　当初からある井戸につきましては、各その他の事業所やオロチのほうの飲用水であったりとか、そういったものを主に活用しておりまして、団地内の事業用の水としてこちらの第２井戸を活用しているというとこになっておりますので、くみ上げる能力につきましては、ほぼ同等の力ではありますけども、こちらのほうが事業用の用水を確保しているものということで、こちらのほうの使用頻度が高まっているというふうに伺っております。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　これを最後にします。

　これは質問というか、意見なんですけども、今、オロチさんは２０年たって、１０年間は大変苦しい。そして大変経営努力されて、１０年後、近々では相当利益も上げられて、余剰金も、本当に頑張っておられます。それは認めますし、いいことだ。先ほど言いました、町長も譲渡等を言われてますけど、では、２０年間たちました。そして２０期の決算も出てます。余剰金は幾らあるんですか。利益剰余金は。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　すみません。資料といいましょうか、総会資料を持ち合わせておりませんでしたので、また確認をしておきたいと思います。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　もう回答は結構です。２０期の最終的な利益剰余金は４億9,４００万円、約５億円あるわけです。これも考慮しながら、今後、私の意見になりますが、譲渡等いうことで、建物、土地等々につきまして、加速していただきたい、検討を。意見だけ言っておきます。これは答弁要りません。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　水中ポンプのことについてなんですけれども、井戸の場合、イメージとしては、地上のポンプを使うというイメージを私は持っているんですけれども、水中ポンプを使うっていうことがなぜなのか、この場合はどういう意味合いで

使っているのかということを、ちょっと確認ですけれども、技術的なことですけれども、ちょっと教えてもらえればと思うんですが。ほかによい方法がないのかということも併せてですが。

○議長（山本　芳昭君）　坂本課長。

○農林課長（坂本　文彦君）　水中ポンプを今回採用されておりますのは、陸上のポンプ等になりますと、ある程度大きい設備が地上に必要になるということで、陸のところには制御盤はあるんですけども、水中のほうにポンプ本体を入れているという今の状況になっておりまして、地上に大きな設備が要らないというところで水中ポンプを採用されて、活用されているというふうに聞いております。第１のポンプ、木材団地の当初からのものについても水中ポンプというふうに伺っております。

○議長（山本　芳昭君）　７番、岩﨑昭男議員。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　地盤沈下があるということが問題で、いろいろとこれまでも修繕をしてきたという経過があります。それで、今回もこのような形で機械の下の均衡が取れなくなったということ、それから、井戸が壊れたということであります。補助金が７００万円という形で出ておりますが、補助と言いつつ、全額の補助というふうに捉えていいんでしょうか。まず伺います。

○議長（山本　芳昭君）　坂本課長。

○農林課長（坂本　文彦君）　消費税の金額のほうは除いておりますが、全額を補助金で見るというふうにしております。

○議長（山本　芳昭君）　７番、岩﨑昭男議員。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　今後、町長も先ほど説明がありました、この地盤沈下の関係ですね、今後の問題だというふうにおっしゃいましたが、この補助の在り方、やはりオロチさんと役場と、町との契約的なもの、そういうものが明確にならないと、いつまでたってもここが沈下した、沈下した、何十年、５０年先、１００年先、どこまで見るんだと、そのような根本的な考え方、それをしっかりと定めていただきたい。そうしないと、必ずこのことが毎年毎年発生することも出てまいります。それがお互いのためだと思います。オロチさんもそれなりの考え方を持って運用もされ、修繕もされる。町もそのことをいつまで責任を持つんだと、やっぱりそれは一番大事なことだと思います。そこができてないからこのことが出てますので、早急にそのルールづくりをお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　修繕等に係る内容につきましては、今、契約をさせてもらっとって、少額につきましてはオロチのほうでお願いしますよという話をしておりますので、そのルールに、今現行のルールによって、今回の補正予算のほうをお願いしてるという流れであります。ただ、根本的な話につきましては、先ほど同僚議員の話は別の形の中で当然進めていくべきだというふうに思っておりますので、修繕部分につきましては、

同じことになりますけど、一定のルールの中で今は進めさせていただいているということで御承知いただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　７番、岩﨑昭男議員。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　修繕というか、問題なのは地盤沈下なわけでして、地盤沈下をしたということに対しての補償的なもの、それをどうするかということをお互い協議して決めないといけないんではないかと思っております。そこのことです。機械の修繕云々じゃない。もう要は地盤の話ですね。そこの考え方を明確にして、オロチさんとの契約、あるいは考え方を示していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　議員の皆さん方も現地へ行かれた経過もあるというふうに承知しておりますけれども、そういった地盤沈下も含めた形の中で、オロチの皆さんとは、含めた形の中で、今、譲渡等についての内容を整理しております。ですから、別個って言やあおかしいですが、地盤沈下だけという話はちょっと今、トータルで話を今進めさせていただいているという状況でありますので、状況によって長引けば、地盤沈下だけっていうところのお話をするっていうことは生まれてくるかもしれませんが、現時点ではトータル的なところの中で、今、協議のほうを進めさせていただいているということでおります。これから多分可能性として出てくるということは当然承知しておりますし、建物の中もそうですけれども、外の周辺というところもありますので、その辺はまたオロチの皆さんとは相談を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　６番、荒木博議員。

○議員（６番　荒木　　博君）　先ほどからずっと話を伺ってたんですが、以前の地盤沈下の工事というのは、土間をはつって、壊して、また新たに鉄筋を入れて、またコンクリを打ったわけですね。今回の工事もそのような工事になるわけでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　坂本課長。

○農林課長（坂本　文彦君）　今回の工事につきましては、全くはつらないというわけではないですけども、やはり下のほうにかさ上げをするような鉄板というようなものを使ったり、コンクリも使ったりするんですけども、やっぱりかさ上げということを基準にやって、その後、機械が、特にＣＬＰ－８０００のほうは長いもんで、レベル出しというところに非常に手間がかかりまして、機械の部材というところもあるんですけども、かさ上げの部材というところもあるんですけども、そのレベルを出して水平にその機械を保っていくというところの手間賃といいますか、そういったところもあるというふうに御理解いただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　私も今の意見聞いておって、私が思うのには、設備にはアジャスターボルトというのが下にあるんですよ、必ず。それで基本的にやっているわけで、極端、１センチから５センチのあれはアジャスターボルトを交換したなり、板を

広い面積に当てる。小さな面積で当てると地耐圧、平米当たりトン何ぼだということになりますが、要するにそういう平面的に大きな板でやると全然負荷のかかり方が違うわけですよ。私はこの設備見てるから物すごく軽いなと思うた。何トン、１０トンもしないような設備ですから。そうなると、ここ自身の基礎工事は、地耐圧は何ぼですか、平米当たり。これも知らずしてやると、もうあっちこっち、いたちごっこになりますよ。地耐圧、以前も私、質問しました。平米当たり。建物２階、３階でも、地耐圧、大体平米何ぼって決まっておるんですよ。逆にあそこは地盤が弱いところに建てとるとこだから、余計に基礎工事はきちっとやらないといけないとこなんです。

参考に言いますと、今、大建工業さんが大きな設備入れてますね、開放してない設備。あそこはすごい工事やっとると思いますよ、基礎工事は。あそこは特に軟弱地盤だったので、何億という、５億ぐらいやって、まだプラス１億ぐらいかけたことは覚えとると思うんですが、その辺まで、過去の基礎工事の図面まで確認してぐらいじゃないと、あっちこっちが傷んでしまう。車が載ってるだけ地盤沈下してるような私はイメージを受けますが、その辺について、今後の考え、どうなんでしょうか、町として。これ何ぼやってもいたちごっこになるし、町長言われましたけど、検討する、検討するは、はっきり言って何もしないということなので、前向きに本当に検討するのか、それを言っていただかんと、私は承認したくありませんので、どうでしょう。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　前回もそうでしたけれども、機械の種類によって地盤沈下の、これはそれをオーバーしてるっていうことで、それを補正するための修繕ということであります。

あわせて、協議につきましては、改めてではありますけれども、お互いが前向きな形に取れるように、協力し合って協議を進めていきたいというふうに考えます。

○議長（山本　芳昭君）　以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第４８号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第４８号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第７　議案第４９号

○議長（山本　芳昭君）　人事案件ファイルの人事案件議案書ファイルをお開きください。

１ページから２ページ。

日程第７、議案第４９号、日南町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第４９号、日南町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

日南町監査委員、高見正司は、令和８年５月１０日に任期が満了となるため、その後任として次の者を選任したいので、地方自治法第１９６条第１項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。

内容ですが、日南町監査委員、高見正司は、令和８年５月１０日に任期が満了となるため、後任として次の者を委員として同意を求めるものでございます。任期ですが、令和１２年５月１０日までの４年間。お名前は、丸山悟でございます。

その他でございますが、経歴等につきましては、別紙の資料に載せておりますので、御確認をいただければと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第４９号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第４９号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立全員です。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第８　議案第５０号

○議長（山本　芳昭君）　タブレットページ、３ページから４ページ。

日程第８、議案第５０号、日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第５０号、日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

日南町教育委員会委員、三森厚子は、令和８年５月１３日に任期が満了となるため、引き続き同人を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。

現在の三森厚子さんですけれども、任期が令和８年５月１３日に任期満了ということでありますので、引き続き任命したいので、お願いをするものでございます。任期は、令和１２年５月１３日までの４年間でございます。氏名が、三森厚子さんでございます。

三森さんですが、令和６年９月２７日より、現在、教育委員会の委員に就任をしていただいている方でございますので、引き続き任命のほうをお願いをしたいという内容であります。

その他として、経歴につきましては、別紙資料のほうに載せておりますので、御確認をいただき、御承認いただきますようにお願い申し上げたいと思います。

説明は以上で終わります。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第５０号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第５０号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立全員です。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開を１０時１０分といたします。

午前　９時４４分休憩

午前１０時０９分再開

○議長（山本　芳昭君）　休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第９　選挙第１号

○議長（山本　芳昭君）　人事案件フォルダー、選挙第１号ファイルをお開きください。

日程第９、選挙第１号、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題としま

す。

本年４月１５日付をもって、日南町選挙管理委員会委員長、大塚武史氏から、選挙管理委員会委員の任期が満了するため、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由が生じた旨、通知がありました。

よって、地方自治法第１８２条の規定により、議会において選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙については、指名推選によって行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

指名いたします。

選挙管理委員会委員には山本智恵さん、前田純子さん、山脇良円さん、中島宏二さん、選挙管理委員会委員補充員には松本道博さん、前田浩史さん、實延正司さん、生田敬聖さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した山本智恵さん、前田純子さん、山脇良円さん、中島宏二さんを選挙管理委員の当選人と定め、松本道博さん、前田浩史さん、實延正司さん、生田敬聖さんを選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、ただいま指名した方々が選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

次に、補充員の補充の順序についてお諮りいたします。補充員の順序については、議長が指名した順序にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、補充員の順序は、松本道博さん、前田浩史さん、實延正司さん、生田敬聖さんの順と決定いたしました。

なお、念のため申し添えます。日南町議会会議規則第３３条第２項の規定による当選人に対する告知は、別途文書により行いますので、御了承願います。

日程第１０　発議第３号

○議長（山本　芳昭君）　発議フォルダー、発議第３号ファイルをお開きください。

日程第１０、発議第３号、行政調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本件につき、提案者から趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、大西保議員。

○議会運営委員会委員長（大西　　保君）　発議第３号、行政調査特別委員会の設置に関する決議。行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）について、別紙のとおり提出し、議会の議決を求める。令和８年５月８日提出。提出者、日南町議会、議会運営委員会委員長、大西保。

行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）。次のとおり行政調査特別委員会を設置するものとする。

記。１、名称、行政調査特別委員会。２、設置の根拠、地方自治法第１０９条及び日南町議会委員会条例第５条。３、目的、当面する行政課題及び議会の在り方等に関する調査。４、委員の定数、議員全員。５、経費、予算の範囲内とする。６、調査の期間、調査終了まで。７、その他、調査日程、調査地、調査事項等の詳細は特別委員会で決定する。

○議長（山本　芳昭君）　これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第１０、発議第３号、行政調査特別委員会の設置に関する決議の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第３号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発議第３号の決定により、特別委員会を設置することになりました。

日南町議会委員会条例第７条の規定により、行政調査特別委員会を開催され、年長議員の指示により委員長、副委員長を互選の上、議長まで報告されるようお願いします。

会場は第２会議室といたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を１０時２５分からといたします。

午前１０時１７分休憩

……

午前１０時２４分再開

○議長（山本　芳昭君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

特別委員会で決定された委員長、副委員長の互選結果を事務局長から報告します。

○事務局長（長崎　みよ君）　報告します。

行政調査特別委員会委員長、高橋洋志議員、同副委員長、荒木博議員が互選されました。

○議長（山本　芳昭君）　ただいま事務局長からの報告のとおり、委員長、副委員長が互選されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１１　議員派遣の件

○議長（山本　芳昭君）　タブレット、報告書フォルダーをお開きください。

日程第１１、議員派遣の件を議題とします。

今後予定されております議員派遣の件については、タブレット、議員派遣の件、今後の予定ファイルのとおりです。

お諮りします。議員派遣について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、議員派遣の件、今後の予定ファイルのとおり決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

追加日程第１　委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本　芳昭君）　お諮りします。先ほど行政調査特別委員会の委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

追加日程を登録しましたので、ＳｉｄｅＢｏｏｋｓの画面を更新してください。

タブレット、議事日程第１号の追加１をお開きください。

追加日程第１、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

タブレット、追加報告書フォルダー、閉会中の継続調査ファイルをお開きください。

委員会の閉会中の継続調査について、行政調査特別委員会の委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（山本　芳昭君）　お諮りします。本臨時会に付議された案件は、以上をもって全て議了いたしました。これをもって会議を閉じ、閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、令和８年第４回日南町議会臨時会の会議を閉じ、閉会といたします。御協力ありがとうございました。

午前１０時２８分閉会
